

安来市スポーツ協会会則

(名 称)

第1条 本会は、安来市スポーツ協会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、安来市民、及び市内の事業所に勤務する者が心身の健全な発達と明るい地域社会を形成するため、スポーツ並びにレクリエーションの普及振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) スポーツ並びにレクリエーションの啓発・指導及び奨励に関すること。
- (2) 各種大会・講習会の実施並びに後援に関すること。
- (3) 各種大会への役員及び選手の派遣に関すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業。

(組 織)

第4条 本会に、加盟団体で構成する次の専門部を設ける。

- (1) 競 技 部 競技団体をもって構成する。
- (2) 地域振興部 地区スポーツ協会をもって構成する。
- (3) 少年育成部 スポーツ少年団及び少年スポーツクラブをもって構成する。
- (4) 指 導 者 部 スポーツ推進委員連絡協議会、小・中学校体育連盟等のスポーツ指導者団体をもって構成する。

2 前項の各専門部に構成団体の互選により次の役員をおき、本会の理事となる。

部長1名、副部長若干名

3 本会に加盟しようとする団体及び本会から脱退しようとする団体は、前項に定める部長を経由して別に定める書面を提出し、役員会の承認を得なければならない。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、
理事16名以内、監事2名

2 本会に、顧問、参与をおくことができる。

(役員を選出)

第6条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長・副会長、及び監事は総会において選出する。
- (2) 理事長、副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。
- (3) 理事は各専門部の部長、副部長、学識経験者とし、選出数は別に定める。
- (4) 顧問、参与は、会長が総会にはかり、これを推薦する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次の各号のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は、会長、副会長を補佐し、役員会の議決に基づいて会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、本会の会務を執行するとともに理事長事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 理事は、本会の業務を審議、執行する。
- (6) 監事は、本会の会計を監査する。
- (7) 顧問、参与は本会の重要な事項について、会長の諮問に答える。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任は防げない。補欠により再任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了でも後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(会 議)

第9条 本会の会議は総会、役員会、理事会、専門部会とし、総会、役員会は会長が招集し、理事会は理事長、専門部会は部長が招集する。

2 総会

(1) 各連盟団体から選出された定数1名による代議員制とし、毎年1回事業年度初めの時期に開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。

(2) 役員の選出、会則の改廃、事業計画及び予算の決定、事業報告及び予算の承認、その他必要な事項審議、決定する。

(3) 議長は、代議員の中から総会において選出する。

3 役員会

(1) 会長、副会長、理事長、副理事長、理事、監事、事務局をもって構成し、必要に応じて開催する。

(2) 総会に提出する議案の審議、及び会の運営、その他必要な事項を審議する。

(3) 議長は、会長が行なう。

4 理事会

(1) 理事長、副理事長、理事、事務局をもって構成し、必要に応じて開催する。

(2) 本会の運営に必要な事項を審議、執行するとともに、各部の連絡調整を行なう。

(3) 議長は、理事長が行なう。

5 専門部会

(1) 第4条に定める各専門部の構成団体の代表者をもって構成し、必要に応じて開催する。

(2) 本会の運営に必要な事項及び構成団体の連絡調整に関する事項を審議する。

(3) 議長は、部長が行なう。

6 前4項の会議は、構成員の2分の1により成立し、議事は出席者の過半数により決する。可否同数の場合には、議長が決する。

(事務局)

第10条 本会の事務を処理するために事務局を設置し、次の職員をおく。

事務局長1名、事務局員若干名

2 職員は、会長が任命する。

3 職員は、会長、及び理事長の命を受けて事務を処理する。

4 事務局を安来市民体育館におく。

(経 費)

第11条 本会の経費は、補助金、負担金、寄付金、参加料、その他をもって充てる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第13条 本会の施行にあたり必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、平成26年5月22日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和4年7月1日から施行する。

(附 則)

この会則は、令和5年7月1日から施行する。